

## 静岡産業大学自己点検・評価実施規程

### (目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における教育研究・管理運営の現状を自ら点検・評価することによって、これらの質的向上と効率化を図り、本学がさらに充実発展することを目的として定める。

### (組 織)

第2条 本学における自己点検・評価活動を推進するために、次の委員会等を設け、第1号及び第2号については、別に定めるものとする。

- (1) 全学自己点検・評価委員会
- (2) 学部自己点検・評価委員会
- (3) 学部自己点検・評価実行グループ
- (4) 大学事務局自己点検・評価実行グループ
- (5) 法人事務局自己点検・評価実行グループ

### (実行グループの構成)

第3条 学部自己点検・評価実行グループは、各種委員会の委員長及び各事務組織の長を実行グループ長とし、各種委員会及び事務組織に属する全ての教職員によって構成される。

2 大学事務局及び法人事務局における自己点検・評価実行グループは、それぞれの課長を実行グループ長とし、各課に属する全ての職員によって構成される。

### (実行グループの所掌事項)

第4条 学部、大学事務局及び法人事務局における自己点検・評価実行グループは、第5条に掲げる自己点検・評価項目について、該当する事項の自己点検・評価を実行し、定められた期日までに自己点検・評価結果報告書を作成して全学自己点検・評価委員会に提出する。

### (自己点検・評価項目)

第5条 自己点検・評価項目は次のとおりとする。

- (1) 建学の精神・本学の基本理念及び使命・目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教育課程
- (4) 学 生

- (5) 教 員
- (6) 職 員
- (7) 管理運営
- (8) 財 務
- (9) 教育研究環境
- (10) 社会連携
- (11) 社会的責務
- (12) 本学独自の取組み、特色ある活動、事業  
(自己点検・評価及び公表)

第6条 本学は、学校教育法第109条第1項に基づき、前条各号に掲げる項目について自己点検・評価活動を行い、その結果を自己評価報告書として公表しなければならない。  
(認証評価)

第7条 本学は、学校教育法第109条第2項に基づき、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けなければならない。  
(改善努力)

第8条 本学は、自己点検・評価の結果を受けて、教育研究の水準の向上並びにそれぞれの活動の改善に努めるものとする。  
(事 務)

第9条 全学に係る自己点検・評価の事務は、法人事務局総務課において処理する。  
2 学部に係る自己点検・評価の事務は、各学部大学事務局総務課において処理する。  
(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成17年8月1日から適用する。
- 2 静岡産業大学自己点検・評価実施規程における組織図は、別紙のとおりとする。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成17年8月1日適用の附則において定めた組織図は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。